

第19回田原市市民協働まちづくり会議

日時：平成26年10月16日（木）午後6時から
場所：田原市役所南庁舎6階 600会議室

1 あいさつ

2 議 事

（1）報告事項

①各種市民活動支援事業の状況について 【資料1－1】【資料1－2】

②平成27年度の市民協働事業について 【資料2】

③市民活動支援センターのあり方について 【資料3】

④学校再編に伴う校区制の取扱い方針について 【資料4】

2 その他

○意見交換等

配布資料

【名簿・配席表】 ※当日配付

【資料1－1】各種市民活動支援状況について

【資料1－2】市民活動支援の展開イメージ

【資料2】平成27年度の市民協働事業について ※当日配布

【資料3】市民活動支援センターのあり方について

【資料4】学校再編に伴う校区制の取扱い方針について

第19回田原市市民協働まちづくり会議委員名簿

任期：平成26年4月1日～平成28年3月31日

【委員】

番号	職名	委員氏名	役職等	備考	
1	会長	すずき まこと 鈴木 誠	愛知大学地域政策学部教授	5号委員 (学識経験者)	
2	副会長	とみた いくお 富田 育男	田原市地域コミュニティ連合会理事	2号委員 (市民活動団体)	
3	委員	いとう のぶひろ 伊藤 伸浩	— (公募) —	1号委員 (公募市民)	
4	委員	ふじしろ みつあき 藤城 充章	田原青年会議所副理事長	2号委員 (市民活動団体)	
5	委員	さかい おさむ 酒井 修	田原市ボランティア連絡協議会会長	2号委員 (市民活動団体)	
6	委員	ほんだ ちえこ 本多 智映子	田原市文化協会副会長	2号委員 (市民活動団体)	
7	委員	やまもと かすみ 山本 かすみ	田原市体育協会書記	2号委員 (市民活動団体)	
8	委員	やすだ ゆきお 安田 幸雄	田原市商工会副会長	3号委員 (事業者の団体)	
9	委員	たかせ よしびこ 高瀬 与志彦	J A愛知みなみ専務理事	3号委員 (事業者の団体)	新任
10	委員	なかむら ただし 中村 匡	田原市政策推進部長	4号委員 (市の機関)	

【事務局】

政策推進部 市民協働課	鈴木 通之（課長） 彦坂 英美（副主幹） 加藤 兼三（副主幹） 仲井 萌（主事補）
-------------------------------	--

第19回田原市市民協働まちづくり会議 配席表

平成26年10月16日（木）午後6時から
田原市役所南庁舎6階 600会議室

会長 鈴木 誠 （愛知大学地域政策学部教授）		副会長 富田 育男 （田原市地域コミュニティ連合会）	
委員 山本 かすみ （田原市体育協会）			委員 伊藤 伸浩 （公募委員）
委員 安田 幸雄 （田原市商工会）			委員 藤城 充章 （田原青年会議所）
委員 高瀬 与志彦 （JA愛知みなみ）			委員 酒井 修 （田原市ボランティア連絡協議会）
委員 中村 匡 （田原市政策推進部長）			委員 本多 智映子 （田原市文化協会）
事務局			
副主幹 加藤 兼三	市民協働課長 鈴木 通之	副主幹 彦坂 英美	主事補 仲井 萌

出入り口

市民活動支援制度の活用状況と今後の展開

平成 26 年度の各種市民活動支援制度活用状況

1 市民協働まちづくり事業補助金

市内の市民活動団体が行う公益的な事業（地域づくり、福祉、環境保全等）の事業費の一部を支援する制度。団体の自立を促し、目的実現を支援するため、補助は 3 年を限度としている。

（補助率 1／2、上限 20 万円）

【補助額 5 万円以上 20 万円以下（事業費 10 万円以上）の事業】

団体名	事業内容	補助額（補助対象経費）	事業担当課
アースデイたはら	環境保全、エコ啓発	180,000 円 (399,645 円)	清掃管理課
女性会議 W I T ウィット	男女共同参画	186,000 円 (373,230 円)	市民協働課
渥美半島の里海を美しくする会	清掃活動	200,000 円 (400,000 円)	清掃管理課

【補助額 5 万円未満（事業費 10 万円未満）の事業】

団体名	事業内容	補助額（補助対象経費）	事業担当課
NPO 木遊びまごまごネット	世代間交流	49,000 円 (98,000 円)	子育て支援課 社会福祉協議会
清田・福江校区クリーンアップ隊	道路清掃活動	49,000 円 (99,924 円)	清掃管理課

◆ 予算の範囲内で平成 27 年 1 月 30 日（金）まで随時募集中

2 市民活動向上事業補助金

市民活動団体が企画・実施する事業で、協働のまちづくりの担い手となる市民活動団体の連携強化・交流促進を目的とするイベントや講座等の経費の一部を支援する。

（補助率 1／2、上限 20 万円）

団体名	事業名	補助額（補助対象経費）	事業担当課
あつみ NPO ネットワーク	NPO 人材育成事業	200,000 円 (434,204 円)	政策推進課 市民協働課 地域福祉課 文化生涯学習課

3 新規団体活動補助金

新しく設立された団体の活動経費の一部を支援するもので、市民活動団体の新しい担い手づくりを目的とする。 (補助率10/10、上限3万円)

平成26年度申請団体なし(10月6日現在)

◆予算の範囲内で平成27年1月30日(金)まで随時募集中

4 人材養成活動補助金

団体の活動に関する専門知識を習得する講座・研修等で、公益活動の推進に有効なものへの参加費や旅費を支援する制度。

平成26年度申請なし(10月6日現在)

◆予算の範囲内で平成27年1月30日(金)まで随時募集中

5 市民活動チャレンジ支援補助金

市民活動の担い手を増やし、地域活性化につなげることを目的として、青年層の市民による公益活動を支援する制度。若者が公益活動にチャレンジし、楽しみながらまちづくりに取り組めることを期待。 (補助率1/2、上限10万円)

◆おおむね18～40歳の市民5人以上で構成される団体

◆予算の範囲内で平成27年1月30日(金)まで随時募集中

団体名	事業名	補助額(補助対象経費)	事業担当課
田原リレーマラソン実行委員会	第1回リレーマラソン大会	100,000円 (243,060円)	スポーツ課
渥美青年経済研究会	西のハトバデーナイト in 伊良湖	100,000円 (445,500円)	商工観光課 スポーツ課 学校教育課

6 市民提案型委託制度

市民活動団体からの提案による事業の委託制度。市から目的を決めて募集する「テーマ提示型」と、団体が分野や取り組みを自ら考えて提案する「自由テーマ型」がある。

○テーマ提示型公募

①男女共同参画啓発事業 6月14日(土)～7月18日(金)

②市民活動団体交流会(しみんのひろば)開催事業 7月1日(火)～8月8日(金)

⇒①・②応募なし

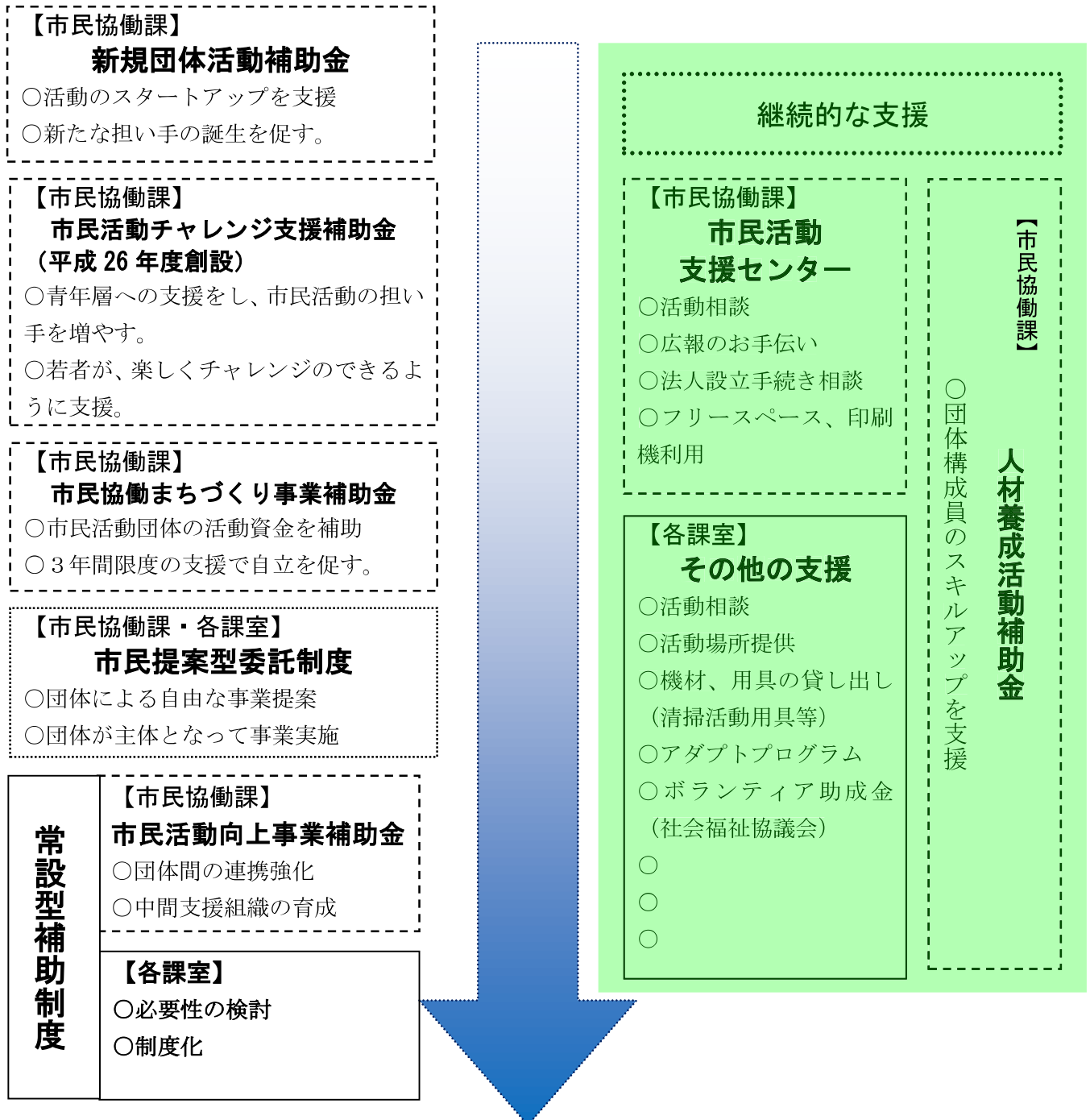
⇒①については、再募集を行う。(10月10日開催の男女共同参画推進懇話会で方針決定)

○自由テーマ型公募 7月15日(火)～9月12日(金)

◆応募団体3団体

市民活動支援の展開イメージ

新しい担い手
誕生した市民活動団体
関心はあるが市民活動未経験の市民



協働の担い手
市民活動団体の活発化

平成 27 年度市民協働事業について

1 市民協働まちづくり事業補助金

○平成 26 年度採択団体から意見聴取結果

制度の周知について	・市民活動支援センターで、市民活動団体の発掘に目標を置いてみたらどうか。 ・老人会、こども会、スポーツクラブなどにも広げていけるとよい。 ・半分お役の団体の退職者に対して持続・発展して活動をしていくことを促してみる。
提案募集の時期について	・活動が 4 月から始まるので、逆算して決めてほしい。 ・準備期間がかなり事前にあるとよい（半年以上前）。
審査会について	・昨年度から事業を継続している団体は不要でよいのでは。 ・審査員に、8 つの評価項目の内容についてもう少し深く理解をしてさらに問題点についても意見を出し合って改善していく姿勢が必要なのでは。
その他	・補助金の交付を年度初めにしてほしい。活動終了後に補助金を出すのでは、活動を開始する用具も出せない。4～5 月には何割かの補助金がほしい。お茶でさえ借金で購入しているのが実態。 ・公民館の改修等当事者が利益を受ける事業は当然 1 / 2 補助でいいが、海岸清掃等の活動は当事者には何の利益もないので、全額補助もしくは 8 割補助の制度を設けていただきたい。 ・審査する人もプレゼンする団体同士もすべて知り合いで行う利点と欠点をよりよい形にできればよいと思う。 ・市民活動をする人が固定化され、広がりが少ないのは地域の方の考え方を取り入れていないからではないか。 ・団体が自立して活動していくアドバイス、指導が必要。 ・行政の職員が、自分で選んでボランティアとして年間数回は参加していくとさらに大きな発展があるのではないか。

○平成 27 年度 制度骨子（案）

制度内容	○現行制度を維持する 【共通事項】 ・補助額＝対象事業費×1 / 2 ・補助限度額 20 万円 【通常枠】事業費 10 万円以上 ・書類審査及び審査会（関連部署が審査員） ・期間を区切って募集（二次募集の可能性あり） 【少額枠】事業費 10 万円未満 ・書類審査（関連部署の意見聴取含む） ・随時募集
予算要求額	○本年度の応募状況を基に予算要求額を算定 【通常枠】 20 万円×5 団体＝100 万円 【少額枠】 5 万円×6 団体＝30 万円 （平成 26 年度は通常枠 20 万円×3 団体＝60 万円）
検討課題	○制度の効果的な周知 ○審査会の内容、審査項目・評点の見直し ○補助採択による団体の成長、意識変化の調査 ○各分野（市各課）における支援のあり方

2 市民活動向上事業補助金

○平成26年度採択団体の意見聴取結果

提案募集の時期について	○準備予告がかなり事前にあるとよい。
審査会について	○当日の審査会だけでなく事業そのものに加わって審査をしてほしい。
報告会について	・報告会の後、またはその時に補助金獲得団体の交流会、グループワークなどをもっと双方向の内容にしていってほしい。 ・岡崎など他地域の市民協働事業の独立発展を生み出している市民活動団体との交流ができるといいと思う。気軽な交流会の開催。
その他	・協働、連携が10年余りで定着し推進してきた部分も多くあると思う。まだまだ暗中模索の制度でありますので、市民活動当事者が行政職員とともに多くを考え、いい仕組みを作っていくための知恵を出し合っていけるといいと思う。

○平成27年度 制度骨子（案）

制度内容	○現行制度は平成27年3月31日で補助金要綱失効。 ○団体支援としては役目を終えて一区切りとする。 ○制度を再構築する
検討課題	○審査会の内容 ○固定化する申請団体（担い手となる中間組織の不足） ※創設以来、あつみNPOネットワークのみからの申請

3 新規団体活動補助金

○平成27年度 制度骨子（案）

制度内容	【共通事項】 ・設立2年未満の団体が対象 ・補助限度額3万円 ○現行制度を維持する ○現行制度を拡充⇒補助限度額を5万円とする
予算要求額	○本年度の活用状況を基に予算要求額を算定 5万円×2団体＝10万円 (H26年度は3万円×2団体の6万円予算)
検討課題	○新規設立団体の不足 ○補助金利用団体の応募がない ○利用しやすい仕組み・環境づくり

4 人材養成活動補助金

○平成27年度 制度骨子（案）

制度内容	○現行制度を維持する 【共通事項】 ・補助限度額 3 万円
予算要求額	○本年度の活用状況を基に予算要求額を算定 3 万円×5 団体＝1 5 万円 (H26 年度は 8 団体の 24 万円予算)
検討課題	○制度の効果的な周知

5 市民活動チャレンジ支援補助金／平成26年度新設

○平成27年度 制度骨子（案）

制度内容	○現行制度を維持する 【共通事項】 ・補助額＝対象事業費×1／2 ・補助限度額 1 0 万円
予算要求額	○本年度の活用状況を基に予算要求額を算定 1 0 万円×6 団体＝6 0 万円 (H26 年度は 10 団体の 100 万円予算)
検討課題	○制度の効果的な周知 ○若年層団体の発掘、誘導

6 市民提案型委託制度

○市民活動交流会開催事業

平成26年10月26日（日）の市民まつりに連携開催する結果を踏まえ、事業自体のあり方について、他イベントとの統合も視野に入れつつ、市民活動団体の交流の場づくり・活動発表の場作りができるよう検討していきたい。

○男女共同参画啓発事業

○その他事業

⇒庁内各課へ制度の活用について検討依頼。（10月9日の庁内ワーキングで依頼）

平成27年度 支援制度展開の留意事項

- ◆ 補助採択のメリットを示して公募する。
- ◆ 資金以外の支援情報を集約して情報提供する。
- ◆ 地域コミュニティとの連携促進のきっかけづくりを行う。
- ◆ 採択団体に公的支援を受けていることへの自覚を促す。

検討課題

- ◆ 各分野（市の各部課）における、協働施策が促進されるような仕組み（施策の受け皿となる団体や人材の育成等）。
- ◆ 支援制度のPRの充実、利用しやすい環境づくり。

■行政改革アクションプラン

① 改革項目	市民活動支援センター機能の向上		担当課	市民協働課		
② 現状	○市民活動支援センターを田原文化会館内に設置し、市直営にて運営。 ○スタッフ（嘱託員）を1名雇用し、市職員1名の2名体制で運営。 ○毎週火・金・土曜日の14時～19時に開設。					
③ 課題	○効果的・効率的な運営方式（開設場所、職員体制、開設日時）の検討。 ○ボランティアセンター（社会福祉協議会）との連携。 ○市民活動団体等の活動を促進する効果的な情報提供、支援等の実施。					
④ 方向性	○支援センターの役割及び機能の発揮について妥当性を評価する。 ○評価結果により、拡大・維持・休止・廃止等を検討する。					
⑤ 取組内容		H27	H28	H29	H30	H31
1	市民活動支援センターの運営方式	検討協議 ●	----->		実施 ●	—————>
2						
3						
4						
5						
⑥ 効果等	○市民活動支援センターの運営体制等の見直しが図られる。 ○運営の負担軽減等が期待される。 ○情報発信の充実、市民活動団体との連携など支援体制の整備。					

学校再編に伴う校区制の取扱方針について

◎校区制に関する取扱方針

- 1 校区・1 校区コミュニティ協議会・1 市民館とし、統合時の変化に対する緩和策を講ずる。

〔校区制取扱方針細目〕

- ① 原則として学校統合時に新校区コミュニティ協議会を組織する。
- ② 市が設置・管理する市民館（館長・主事含む）は1 校区1 館とする。
- ③ 学校統合年度から「（仮）校区コミュニティ協議会統合支援助成金」を4 年間交付する。統合支援助成金は、校区コミュニティ協働助成金等相当分と市民館管理費相当分の合算とする。統合初年度は、基準額（10 割）を、2 年目は、基準額の8 割を、3 年目は基準額の5 割、4 年目は、基準額の2 割を交付する。
（校区コミュニティ協働助成金等相当分）
統合支援助成金（校区コミュニティ協働助成金等相当分）の基準額は、1 校区当たりの校区コミュニティ協働助成金の均等割と地域づくり活動推進交付金の均等割の合計に、統合する校区数から1 を減じた数を乗じた金額とする。
（市民館管理費相当分）
学校統合時に市民館を自治会に譲渡し、自治会管理下において、集会所として使用する場合は統合支援助成金（市民館管理費相当分）を支給する。
統合支援助成金（市民館管理費相当分）の基準額は、学校統合時の前々年度の当該市民館の光熱水費を基準額とする。
- ④ 校区コミュニティ協議会統合に伴って必要となる施設・活動等を支援する。
- ⑤ 市全体のバランスを見ながら旧校区に対する各施策の対応が著しく低下しないよう配慮する

〔伊良湖岬小学校新設に伴う統合緩和措置〕

- ① 新校区コミュニティ協議会の発足までが短期間であることを勘案し、学校統合後、1 年間の統合準備期間を設定する。
- ② 統合準備期間経過時に伊良湖、堀切、和地校区コミュニティ協議会を統合して、新校区コミュニティ協議会を組織する。（〔案〕伊良湖岬校区コミュニティ協議会）
- ③ 校区コミュニティ協議会統合後の3 年間、新コミュニティ協議会に対し、「（仮）校区コミュニティ協議会統合支援助成金」を交付する。

「(仮) 校区コミュニティ協議会統合支援助成金」は、統合準備期間(1 年)経過後の平成28年度から3年間支給する。統合支援助成金は、校区コミュニティ協働助成金等相当分と市民館管理費相当分の合算とする。

〔H27 年度(統合準備期間)〕	現行の助成金・交付金を3校区に交付
〔H28 年度(初年度目)〕	新校区に交付(基準額の8割交付)
〔H29 年度(二年度目)〕	新校区に交付(基準額の5割交付)
〔H30 年度(三年度目)〕	新校区に交付(基準額の2割交付)

〔伊良湖岬小学校新設に伴う市民館の取り扱い〕

- ① 現3校区市民館は、伊良湖、堀切、和地の3自治会にそれぞれ無償譲渡し、自治会が管理する。ただし、新校区コミュニティ協議会が組織されるまでは市が管理する。
- ② 新校区コミュニティ協議会の活動拠点として、伊良湖岬小学校の新設に合わせ新市民館を建設する。
- ③ 新市民館が完成するまでは、伊良湖、堀切、和地市民館のいずれかに新校区コミュニティ協議会の事務所をおく。
- ④ 新校区コミュニティ協議会の事務所として使用する市民館については、新市民館が完成するまでの間市が管理し、新市民館に事務所移転後自治会に譲渡する。
- ⑤ 譲渡する市民館は、必要な修繕工事等を完了した上で引き渡すものとする。

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	
3 小学校統合 (伊良湖岬小学校)			伊良湖岬小学校（和地小学校校舎）						（移転）	
							新校舎建設工事 (旧伊良湖岬中学跡地)	伊良湖岬小学校（旧伊良湖岬中学跡地）		
新市民館							建設工事（新設小学校併設を検討）	新市民館		
現市民館	校区市民館として利用 (1 館)	現行使用	現行（統合準備期間）	新校区市民館（新コミュニティ協議会事務所）として使用				集会所等として使用 (緩和措置なし)		
		市管理		市管理				自治会管理		
	地区集会所として利用 (2 館)	現行使用	現行（統合準備期間）	集会所として使用						
		市管理		自治会管理 ※統合緩和措置期間H28～30 年度は、光熱水費相当額を助成（上記の算定基準を参照）						
校区コミュニティ協議会		現行	現行（統合準備期間）	新校区コミュニティ協議会（1 校区）						
市交付金等		現行	現行（統合準備期間）	統合緩和措置（3 年間） ※上記の算定基準を参照			校区算定額（緩和措置終了）			